

食安監発0324第4号
平成26年3月24日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

カナダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「カナダから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年2月1日付け食安監発0201第4号）により取り扱っているところです。

今般、農林水産省動物検疫所川崎分室において、東京港に到着した貨物（冷凍牛横隔膜）を検査したところ、30か月齢以下の牛由来であることが確認できない製品が1箱混入していることが判明し、その後のカナダ政府の報告により、30か月齢超の牛由来であることを確認しました。

現在、カナダ側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、下記の施設から出荷された貨物について輸入手続きを保留するようお願いします。

記

出荷施設：JBS FOOD CANADA INC.（施設番号 38）